部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	市税の収納に関する	5事務		

市税の収納事務の電子化を進め、コンビニ、eLTAX(共通納税システム)等による納付情報について、収納代行業者から電子データで取得し、収納管理システムに取り込んでいます。

市税の納付方法については、納税者の利便性の向上を図るため、市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割)の納付書に納付情報を付加したQRコードを付し、これにより納税者は24時間365日いつでもどこでもスマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(eL-QR)を利用した電子納税が可能となっています。

また、神奈川県、県内市町村、県内金融機関及び税務署等と連携し、電子納税のさらなる普及・利用促進を図ります。

事業概要

市税の歳入に関する統計資料を作成、公表し、収納状況・納付状況を分析することで、 社会情勢に則した納付方法への見直しを検討するとともに、公金全体の収納環境の電子化 に向けた整備を進めます。

※市税の納付方法

- ①市、金融機関の窓口 ②口座振替 ③コンビニ ④電子マネー(スマホ決済)
- ⑤クレジットカード・ネットバンク ⑥eLTAX ⑦Pay-easy(ペイジー)
- ⑧地方税お支払いサイト(eL-QR)

							沅	動	時期	抈				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	金融機関等の窓口、口座振替等、納付情報取得に関する事務	事務作業全般												
2	ペイジー、コンビニ収納等、納付情報取込に関する事務	事務作業全般												
3	eLTAX(共通納税システム)での納付情報取込に関する事務	事務作業全般												
4	郵便振替に関する事務	事務作業全般												
5	法人市民税及び個人の特別徴収の入金関連事務	事務作業全般												
6	収納代行業者との契約事務	伝票処理・契約事務												
7	共通納税システム利用に係る契約事務	伝票処理・契約事務												
8	地方税お支払いサイト(eL-QR)	周知・広報												
9	電子納税推進のための他機関との連携	庁外調整・会議												
10	市税の調定に関する事務	伝票処理・契約事務												
11	市税の徴収状況調の作成	統計調査・集計												
12	各納付方法の方法別件数集計・分析	統計調査・集計												
13	他部署からの税に関する照会への回答に関する事務	事務作業全般												
14	市税概要の作成、公表	事務作業全般										1		
15									T	[]		

法的 実施根拠	あり
根拠技	・茅ヶ崎市財務規則 第38条 課等の長は、歳入を収入しようとする場合は、次に掲げる事項を審査し、その内容が適正であると認めるときは、速やかに調定通知書により調定しなければならない。 (1) 法令、条例、規則等に違反していないこと。 (2) 所属年度及び歳入科目に誤りがないこと。 (3) 徴収し、又は納入すべき金額の算由に誤りがないこと。 (4) 徴収する時期に至っていること。 (5) 納期限及び納入場所が適正であること。 (6) 納入義務者が適正であること。 ・地方税法 第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	市税の還付・減免に	に関する事務		

市税を還付する場合、過誤納金と過年度還付加算金等で返金することになります。過誤納金は、当該年度で二重払いや修正申告による税額変更等で還付する事務になります。過年度還付加算金等は、過年度分の修正申告、市県民税本算定に伴う税額変更等で還付する事務になります。

還付対象者へは、決定通知を発行、送付しています。

還付対象の税目は、市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種 別割)になります。

また、市税条例及び市税条例施行規則に基づき、市税の減免の申請を受付け、適正に審査し、決定します。

							沅	됔	時期	明				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	市税の過誤納金還付事務	事務作業全般												
2	市税の過年度還付加算金等還付事務	事務作業全般												
3	決定通知書の送付に関する事務	通知等発送												
4	財務会計処理に関する事務	伝票処理・契約事務												
5	災害に被災した場合の市税減免	受付・審査・決定												
6	生活保護受給者の市税減免	受付・審査・決定												
7	身体障がい、福祉車両等の軽自動車税減免	受付・審査・決定												
8	法令等による法人市民税減免	受付・審査・決定												
9	公益性(無償提供等)による固定資産税減免	受付・審査・決定												
10	公益性(公共事業等)による固定資産税減免	受付・審査・決定												
11	その他、条例及び規則記載の該当個別案件	受付・審査・決定												
12														
13				<u> </u>	i		[[
14					h		l							
15				1										

あり

·地方税法

第17条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金(以下本章において「過誤納金」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。第17条の4 地方団体の長は、過誤納金を第17条又は第17条の2第1項から第3項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

・茅ヶ崎市市税条例

第32条 市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、その申請により市民税を減免する。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

- (1) 災害があった場合において特に減免を必要とするもの
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人

(以下略)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産に対する固定資産税は、その申請によりこれを減免することができる。

根拠法令 抜粋

- (1) 災害により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産であって特にその必要があると認められるもの
- (2) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により生活支援給付を受ける者の所有する固定資産であってその必要があると認められるもの

(以下略)

第64条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 災害により減免を必要とする者が所有する軽自動車等
- (2) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により 生活支援給付を受けている者が所有する軽自動車等で自ら使用するもの
- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を同じくする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を同じくする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	口座振替に関する	事務		

希望する納税者が金融機関を通じて申し込みをした市税の口座振替の登録・廃止に係る 事務を行います。

該当者へ口座振替開始通知を送付しています。

令和6年1月に開始した、スマホから申し込みができ、口座の登録印も不要の「WEB口座振替受付サービス」のさらなる利用率拡大に向けて、周知・啓発を図るとともに、対象金融機関の拡大等、庁内プロジェクトチームにて検討を進めます。

			活動時期												
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	口座振替の周知	周知・広報													
2	口座振替登録・廃止情報入力事務	申請等受付													
3	口座振替開始通知送付事務	通知等発送													
4	庁内プロジェクトチームでの検討	庁内調整・会議													
5	WEB口座振替受付サービスの周知	周知・広報													
6					i		 -	ļ	ļ	l'					
7									ļ						
8									i						
9				<u> </u>					<u> </u>						
10							 -		 -						
11									i						
12				†					<u> </u>						
13				ļ			 	 	 						
14				ļ	ļ		 	 	 					[
15				ļ			†	 	t:						

法的実施根拠	あり
実施根拠	・地方自治法施行令 第155条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関活しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。 ・茅ヶ崎市歳入口座振替規則 第2条 口座振替により納付することができる歳入の範囲は、次の各号に掲げる種目(以下「対象種目」という。)とする。 (1) 市県民稅(特別徴収分を除く。) (2) 固定資産稅、都市計画稅 (3) 軽自動車稅 (4) (以下略)

部名	市民部	課かい名	収納課]
事務事業名	軽自動車税・市たり	ずこ税に関する	る事務	

窓口で提出された申告書を受付し、原付バイク等の登録、廃車の手続きを行い、適正に軽自動車税の課税事務を行います。

250CC以上の二輪車及び四輪の軽自動車の登録、廃車の手続きを軽自動車検査協会から送付される申告書により基幹系システムへの入力を行い、当初課税の納税通知書及び納付書発送に必要な事務処理を行っています。

軽自動車税に係るシステムの活用については、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽自動車OSS)によって、検査協会に電子申告されたデータを市の基幹系システムに取込みを行うことで、業務の効率化を図っています。

事業概要

また、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)によって、市から検査協会に納税データを送信し、軽自動車の継続検査における納税確認を電子的に確認できるようになったため、紙媒体の車検用納税証明書が原則不要となっています。

市たばこ税については、市たばこ税の歳入の調定処理を行っています。

							汽	括動	時期	钥				
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	窓口での原付バイク等の登録、廃車手続事務	事務作業全般												
2	二輪車(250CC以上)の課税情報登録、廃車事務	事務作業全般												
3	四輪車(軽自動車)の課税情報登録、廃車事務	事務作業全般												
4	警察署等の照会への回答に関する事務	相談・問合せ対応												
5	相模・湘南車検管内市軽自動車税協議会に関する事務	庁外調整・会議						T						
6	納税通知書印刷発注に係る事務	伝票処理・契約事務												
7	当初課税異動処理に関する事務	事務作業全般					 -	l	 -					
8	納税通知書封入封緘に係る事務	伝票処理・契約事務												
9	納税通知書発送に関する事務	通知等発送												
10	返戻調査に関する事務	現場調査・訪問						T						
11	市たばこ税申告書等送付	通知等発送												
12	市たばこ税の歳入調定に関する業務	伝票処理・契約事務												
13	市たばこ税の統計業務	統計調査・集計												
14					1		<u> </u>	T	<u> </u>					
15														

・茅ヶ崎市市税条例

第58条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 第62条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その 事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車及び二輪の小型自 動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車 及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市 長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合について は、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日 以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規 則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

根拠法令 抜粋

- 4 第58条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて規則で定める事項

第68条の2 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者 又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市の区域 内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等であ る場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)におい て、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

・地方税法

第463条の16 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	税証明発行等の窓口	口に関する事剤	务	

納税証明書等の市税に関する証明の申請の受付・交付に関する事務、軽自動車税(原付バイク等の登録・廃車等の手続き)に関する事務及び自動車の臨時運行許可(仮ナンバー)に関する事務を適正かつ速やかに処理できるよう人員を適切に配置し、効率的かつ正確に窓口業務を遂行します。

また、納税証明書等の市税の証明書交付申請については、利便性の向上のため市役所や 出張所の窓口での申請に加え、e-kanagawaによる電子申請・決済サービスを開始してい ます。

			活動時期											
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	市税の証明発行に関する事務	申請等受付												
2	窓口での原付バイク等の登録、廃車手続事務	事務作業全般												
3	税証明発行窓口との連携に関する事務	庁内調整・会議												
4	臨時運行申請書審査及び許可証発行事務	申請等受付												
5	臨時運行貸出簿の管理に関する事務	事務作業全般												
6	会計年度任用職員の任免等に関する事務	伝票処理・契約事務												
7	e-kanagawaによる電子申請・決済サービス	申請等受付												
8														
9														
10														
11														
12														
13			Γ	T		Ĭ]			[]	[
14			Γ	T		ľ]]		
15														

・地方税法

第20条の10 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項(この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。)のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

・茅ヶ崎市自動車臨時運行許可に関する規則

第2条 法第34条第2項の規定により自動車の臨時運行の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車臨時運行許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(以下略)

· 道路運送車両法

第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。

- 2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。
- 道路運送車両法施行規則

第20条 法第34条第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	固定資産評価審査委	桑員会に関す	る事務	

	固定資産評価審査委員会の書記として、委員会の庶務を適正に処理します。審査申出が
	あった場合は、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事務等を的確に行いま
	す。
古光和田	
事業概要	

		活動名 活動種別		活動時期										
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	委員会の開催、運営	庁内調整・会議												
2	審査申出に関する事務	事務作業全般												
3	委員及び書記の研修会	職員向け研修	Ī											
4														
5			Ī											
6			Ī											
7			Ī	l		i								
8			Ī											
9			Ī											
10			Ī			i								
11														
12														
13			Γ	[]	ľ]]						
14														
15														

法的 実施根拠	あり

茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規 定に基づき、茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、 記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

地方税法

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者 又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を 得て、市町村長が選任する。

(略)

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。

根拠法令 抜粋

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	納税意識の啓発事業	Ė		

税の重要性の周知及び納税意識の高揚を図ることを目的に、租税教育補助教材を作成し、市内の小・中学校へ配布するとともに租税教室を開催します。

また、藤沢市、寒川町、税務署及び県税事務所並びに各市町の教育委員会等と共に租税 教育推進協議会を構成し、各団体での租税教育に係る取り組みを共有しています。

また、ホームページや広報紙、SNS、デジタルサイネージ等多様な方法で納税意識の 高揚を図り、税に関する情報発信を行っています。

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	租税教育推進協議会(総会)	庁外調整・会議												
2	啓発事業(租税教室)	市民等向け研修・講座												
3	租税教育補助教材の作成・配布	事務作業全般												
4	啓発事業(ホームページ等による情報発信)	周知・広報												
5				Ī	l				 -					
6														
7				l	i									
8				Ī										
9														
10				l										
11				l										
12	,			T	[1	1			1				
13	<u>'</u>			T	[1				
14	·			T	[
15				l										

法的	
実施根拠	なし
	・茅ヶ崎市租税教育推進協議会会則
	第1条 この会は教育及び税務関係者が協力して、児童・生徒及び成人に対する租税教育
	を推進するため必要と認められる事項を協議し、租税教育の推進に寄与することを目的と
	する。
担协注个	
根拠法令 抜粋	

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	現年度分の徴収に関	関する事務		

現年度分の徴収については、滞納繰越額の圧縮に向け、新規滞納者を増やさないよう現 年の徴収体制を強化し、単年度整理型の滞納整理に取組みます。

※納税推進センター事業については、現年度分市税の徴収率が向上し、一定の使命と成果 を果たしたため令和3年度より休止していますが、今後徴収率が悪化した場合は、納税推 進センターの再開その他の実施手法も含め検討します。

			活動時期											
	活動名	活動名 活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	督促状発送	通知等発送												
1	催告書発送	通知等発送												
1	納税相談	相談・問合せ対応												
4	財産調査	事務作業全般												
	滞納処分	事務作業全般												
6	納税推進センター事業休止期間の検証	統計調査・集計												
7			Ī	I										
8			Ī	Ī										
9			Ī											
10			Ī	T										
11														
12				Ī]							
13			T	T		1	1							
14			Γ	T]]							
15														

法的	
実施根拠	

あり

・茅ヶ崎市市税条例

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

・地方税法

第329条 納税者(略)又は特別徴収義務者が納期限(略)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。(略)

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - (2) (略)
- 6 前(略)項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

根拠法令 抜粋

・国税徴収法

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。(略)

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	滞納繰越分の徴収に	に関する事務		

	滞納繰越分の徴収については、滞納者個々の実情を把握し、納税資力があると判断する場
	合には積極的な滞納処分を実施する一方で、納税資力が無いと判断される場合には、納税
	猶予制度を適切に活用します。
事業概要	

); //	話動	畤	明				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	催告書発送	通知等発送												
2	財産調査	事務作業全般												
3	滞納処分	事務作業全般												
4	滞納処分執行停止	事務作業全般				Ī	<u> </u>		ľ					
5						Ī	l		ľ					
6						Ī								
7						 -	r		ľ					
8						 -	r		ľ					
9						 	r		ľ					
10						 -	r		ľ					
11						Ī								
12						Ī	<u> </u>		ľ					
13			ļ			T	ľ	1	r					
14						T	r		ľ					
15														

あり
・茅ヶ崎
第1条
の他別に

・茅ヶ崎市市税条例

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

・地方税法

第329条 納税者(略)又は特別徴収義務者が納期限(略)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。(略)

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - (2) (略)

6 前(略)項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

根拠法令 抜粋

· 国税徴収法

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10日を経過した日までに完納しないとき。(略)

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	滞納処分に関する事	≨務		

滞納者の個々の実情を把握し、適切に対処するために「きめ細かな納税相談」を丁寧におこなっていく一方で、納税資力があるにも関わらず納付意思が無い場合には、家宅捜索や不動産、自動車等、換価価値の高い財産の差押を積極的に行い、インターネットによる公売や県との共同公売を実施します。

また、預貯金調査のデジタル化等、積極的に業務の効率化を図り、早期着手・早期解決に取り組むと共に、県や他市町村との徴収対策連絡協議会を通じて、新たな滞納整理手法についての調査・研究にも積極的に取り組んでまいります。

); //	括動	時期	月				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	財産調査・個別催告	事務作業全般												
2	滞納処分(差押・交付要求・換価)	事務作業全般												
3	滞納処分執行停止	事務作業全般												
4	捜索(動産差押・不動産公売調査)	事務作業全般												
5	動産のインターネット公売	事務作業全般												
6	市単独公売案件抽出	事務作業全般												
7	市単独公売案件調査・評価	事務作業全般												
8	インターネットによる市単独不動産公売	事務作業全般												
9	県共同公売物件提出	事務作業全般												
10	県共同公売打ち合わせ	事務作業全般												
11	県共同公売入札	事務作業全般												
12	財産調査手法の調査・研究	検討												
13								1						
14						l		l						
15						 -								[

法的 実施根拠	あり
	・茅ヶ崎
	年1夕

・ 茅ヶ崎市市税条例

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、法令 その他別に定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

・地方税法

第329条 納税者(略)又は特別徴収義務者が納期限(略)までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。(略)

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
 - (2) (略)

6 前(略)項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

根拠法令 抜粋

· 国税徴収法

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。(略)

第94条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。(略)

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	徴収事務協議会に係	系る事務		

	神奈川県地方税収対策推進協議会、藤沢・茅ヶ崎・寒川地区税務協議会において、県と
	市町村が協力して調査研究を行い、徴収率の向上及び職員の資質向上を図り、総合的な税
	収確保対策を推進します。
 事業概要	
于 不 加女	

				活動時期												
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	神奈川県地方税収対策推進協議会総会	庁外調整・会議														
2	協議会主催研修	職員向け研修			ļ	T										
3	藤沢・茅ヶ崎・寒川地区税務協議会	庁外調整・会議				[[Ĭ								
4	協議会主催研修	職員向け研修				T	[Ĭ								
5	情報共有(財産調査)	事務作業全般														
6						T										
7				r		T	 	1								
8				r		T	ļ							<u> </u>		
9				r	ļ	T	ļ							i		
10				r		T		1								
11				r		T	ļ							<u> </u>		
12				ļ	Ī	T	ļ							i		
13			<u> </u>	i	T	T	 	1	1							
14				i	T	T	 	[1							
15			1	f	<u> </u>	T	 	[1							

法的 実施根拠	あり
	・神奈川県地方税収対策推進協議会会則
	第1条 本会は、神奈川県地方税収対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称し、県と市町村が協力して個人住民税をはじめとする地方税の納付率の向上及び税務職員の資
	質の向上を図ることを目的とし、総合的な税収確保対策を推進するために組織する。
	・藤沢・茅ヶ崎・寒川地区徴収対策連絡協議会規約 第1条 本会は、藤沢・茅ヶ崎・寒川地区徴収対策連絡協議会(以下「連絡協議会」とい
	う。)と称し、神奈川県地方税収対策推進協議会の方針に基づき、藤沢県税事務所と藤沢
	市、茅ヶ崎市及び寒川町が相互に協力して個人住民税をはじめとする地方税の税収確保を 図るため、徴収対策を協議し、実施することを目的として組織する
	凶るだめ、徴収対束を励譲し、美肥することを目的として組織する
根拠法令 抜粋	
以入作于	

部名	市民部	課かい名	収納課	
事務事業名	全庁的な徴収率向」	こへの取り組み	у	

					活動時期											
	活動名	活動名 活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	滞納整理合同研修	職員向け研修														
2	債権管理各課との情報交換会	庁内調整・会議														
3	情報共有(差押残預金交付要求)	事務作業全般														
4				l	Ī	[T							i 1		
5				r		T	T							<u> </u>		
6						Ī	Ī									
7				r		T	T									
8				i		Ī	Ī									
9				i		Ī	Ī									
10				ľ	ļ	Ī	T									
11																
12												l				
13]]	Γ	T]]		<u>-</u>		<u> </u>		
14				[Ī					 				
15]	[]	Γ	T]]				<u> </u>		

法的 実施根拠	なし	
根抜物		